

伊予市広域型特別養護老人ホーム及び伊予市認知症高齢者グループホーム 運営事業者選定審査要領

1 目的

広域型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム運営事業者を選定するにあたり、審査要領を策定することで円滑な審査と審査の透明性を確保することを目的とする。

2 審査機関

応募した事業者の選定は、「伊予市広域型特別養護老人ホーム運営事業及び伊予市認知症高齢者グループホーム運営事業プロポーザル審査委員会」が実施する。

3 審査

事業者より提出された応募書類をもとに実施されるプレゼンテーションについて、各事業者（出席者4人以内）に対してヒアリングを行い、高齢者福祉に対する熱意や見識、運営の考え方等を審査する。

4 審査及び選定の方法

- (1) 審査は別紙「伊予市広域型特別養護老人ホーム運営事業及び伊予市認知症高齢者グループホーム運営事業プロポーザル審査委員会評価基準表（以下「評価基準」という。）」に基づく評価採点方式とする。
- (2) 各委員が評価項目別に定められた「評価の視点」に基づき評価する。
- (3) 出席委員の評価点を積み上げた合計点をもって順位付けを行い、最高得点の事業者を各運営事業の候補事業者とする（以下「候補事業者」という。）。
- (4) 応募事業者が1事業者のみであったときは、それぞれの評価を実施し、評価基準を満たすと認められる場合（※）は、その事業者を候補事業者とする。
※ 「評価基準を満たすと認められる場合」とは、総得点の5分の3以上の得点であった場合をいう。
- (5) 最高得点の事業者が複数いた場合は、評価項目別で最高得点を取得した項目数で一番多かった事業者が候補事業者とする。
- (6) (5)によっても候補事業者が決まらなかった場合は委員長により決する。
- (7) 候補事業者が何らかの理由により、失格又は辞退した場合は、次点の事業者を候補事業者とする。

5 評価項目及び配点

別紙「評価基準」のとおり。

6 評価方法

評価の方法は、審査基準の各評価項目に記載された「審査の視点」を基に、応募書類及びヒアリングの内容を審査し、下記①～⑤の5段階評価を行う。

- ① 5点の評価 記載された内容、説明が優秀である。
- ② 4点の評価 記載された内容、説明が満足できるものである。
- ③ 3点の評価 記載された内容、説明が平均的である。
- ④ 2点の評価 記載された内容、説明がやや物足りない。
- ⑤ 1点の評価 記載された内容、説明が劣っている。

7 その他

選考結果の公表については、応募した全ての事業者の点数と候補事業者の名称を対象とし、応募事業者全員に通知する。

伊予市広域型特別養護老人ホーム運営事業及び伊予市認知症高齢者グループホーム
運営事業プロポーザル審査委員会評価基準表

評価項目	評価の視点	配点	採点数の合計	
法人について	1 理念・姿勢	・入居者重視の介護サービスを提供するための高い理念とそれを実現したいと強く願う姿勢が認められるか。	20	5・4・3・2・1
	2 資金計画	・長期的に安定した事業運営が見込まれる無理のない資金計画となっているか。また、建築コスト、自己資金と借入金の割合は適正か。	10	5・4・3・2・1
		・長期的に安定した事業運営が見込まれる無理のない資金計画となっているか。また、収支シミュレーション、返済計画は適正か。 ・開設準備資金介護報酬が得られるまでの期間の運転資金は確保されているか。	10	5・4・3・2・1
	3 先駆性・独自性	・高齢社会に対応する先駆性で独自性のある施設運営や事業の計画を有しているか。 ・伊予市の高齢者福祉施策にとって有意義なプランを有しているか。	20	5・4・3・2・1
事業運営について	1 人材確保・人材育成	・開設に向けた職員確保の計画について、具体性、実現性があるか。	20	5・4・3・2・1
		・人材確保、採用計画、人材育成、離職防止等に関する体制が整っているか。	10	5・4・3・2・1
		・職員の待遇改善に関するキャリアパスへの取り組みについてどのように考えているか。	10	5・4・3・2・1
		・幅広い職員が参加し、職員の質の向上を目指した具体的な研修の実施を考えているか。また、定期的な研修機会があるか。	10	5・4・3・2・1
	2 サービスの質の担保と向上策	・定期的な担当者会議、面接の実施など、積極的に利用者の心身の状況等の把握に努める計画となっているか。	10	5・4・3・2・1
		・利用者の尊厳を保持したサービス提供にかかる考え方や取り組みの計画に具体性、実現性があるか。	10	5・4・3・2・1
	3 サービス提供方法	・プライバシーに配慮したサービス提供にかかる考え方や取り組みの計画に具体性、実現性があるか。	10	5・4・3・2・1
		・常に利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供するための具体的な取り組みや方策があるか。	10	5・4・3・2・1
		・利用料の設定について、根拠が明確に示され、妥当性があるか。	5	5・4・3・2・1
		・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度についてどのように考えているか。	5	5・4・3・2・1
		・食事、排泄等の介助は、入所者の体の状態に応じた提供方法であるか。（介助方法等）また、入浴所有者の身体の状態に応じた提供方法であるか。（介助方法、入浴回数等）	5	5・4・3・2・1
	4 安全の確保	・防災、事故、感染症等の利用者の安全確保や危機管理に対する具体的な取り組みや方策があるか。	10	5・4・3・2・1
		・事故発生時の対応マニュアル、事故発生防止マニュアル等が整備されているとともに、職員に周知する体制が整備されているか。	10	5・4・3・2・1
		・非常災害への対策・緊急時の対応方針についてマニュアル等が具体的に整備されているか。	10	5・4・3・2・1
	5 入居者の保護	・個人情報取り扱いマニュアルを作成し、情報漏洩することがないよう、適切かつ安全に管理できる体制が整備されているか。また、開示すべき情報や事務処理が整理されているか。	5	5・4・3・2・1
		・苦情発生時の対応マニュアルが整備されているとともに、職員に周知する体制が整備されているか。	5	5・4・3・2・1
		・利用者とその家族の声を積極的に把握しようとしているか。	5	5・4・3・2・1
		・入所者の社会生活上の便宜の提供等（一時金の取扱）に関する取り組みについてどのように考えているか。また、それを実現させるための具体的なマニュアル等が整備されているか。	5	5・4・3・2・1
	6 医療体制	・虐待防止に向けた取り組みは、具体性、実現性があるか。	10	5・4・3・2・1
		・入居者の健康管理、治療等ができる医師を施設の近くに確保できる計画となっているか。	5	5・4・3・2・1
		・医療的処置が必要な高齢者の受け入れに対する理解はあるか。	5	5・4・3・2・1
		・ターミナルケアに対する理解はあるか。	5	5・4・3・2・1
	7 法令順守	・介護職員による痰の吸引、看取り等への取り組みは考えているか。	5	5・4・3・2・1
		・指定権者から指導及び助言を受けた場合の対応及び改善方法について具体的に示されているか。	5	5・4・3・2・1

計画用地について	1 環境	・騒音、振動、日照等の周辺環境が、入居者等の生活を 健全に維持できる環境であり、入居者の処遇に影響を与えない環境であるか。	5	5・4・3・2・1
	2 立地条件	・施設が地域住民とのつながりを保てる環境であるか。 ・インフラの維持管理に支障がない立地となっているか。	5	5・4・3・2・1
	3 土地等の確保・状況	・建設用地等の確保が確実なものであるか。 ・整備に必要な面積を有するとともに、入居者が快適に生活できる広さを有しているか。	5	5・4・3・2・1
	4 土地の用途	・埋蔵文化財の包蔵地内でないか、包蔵地内である場合は、試掘調査済みであるか。	5	5・4・3・2・1
	5 接続道路	・道路状況、交通事情等に問題がなく、工事用及び運営用車両の進入に十分な道路が確保されているか。	5	5・4・3・2・1
	6 地元調整	・施設建設予定地の地域住民や自治会、関係団体からの理解と協力を得られるか。	5	5・4・3・2・1
	7 法的規制	・都市計画法、農振法、農地法、その他土地に係る法的規制や関係諸手続き等で問題はないか。	5	5・4・3・2・1
施設整備計画について	1 構造1	・家庭的な生活空間を取り入れるための工夫があるなど、入居者にとって快適な生活を送ることが可能な仕様となっているか。	10	5・4・3・2・1
		・居室の広さや廊下幅等は十分であるか。	10	5・4・3・2・1
		・洗面台やトイレは適切に配置されているか。	10	5・4・3・2・1
		・利用者を見守りしやすいような配置になっているか。	10	5・4・3・2・2
	2 構造2	・浴室や脱衣所は、介護できるスペースを確保し、身体が不自由な入居者が使用するのに適した仕様となっているか。	10	5・4・3・2・1
		・入所者の処遇や職員の労働環境など良質なケア体制の提供に配慮した整備であるか。	10	5・4・3・2・1
	3 地域社会との交流	・地域に開かれた福祉拠点として、地域との交流や連携を考えているか。	5	5・4・3・2・1
	4 設計上の特色等	・施設整備計画を設計するにあたり、特に配慮した点、アピールポイントがあるか。	20	5・4・3・2・1
合 計				

※本プロポーザル審査要領により、配点合計の5分の3未満の者は、候補事業者として選定しない。